


災害義援金・寄付金へのご協力 ありがとうございます

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

災害義援金の募集に多くの方のご協力をいただき、心より御礼申し上げます。ご寄附いただいた義援金は、すべて日本赤十字社長野県支部へ送金しました。今後、被災地に設置される災害義援金配分委員会を通して全額被災者に届けられます。今後とも、皆さまの温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

<災害義援金募集結果（令和3年1月31日現在）>

・東日本大震災	16,316,023円	
・平成28年熊本地震災害	1,174,837円	
・平成29年7月5日からの大雨災害	48,605円	
・平成30年7月豪雨災害	226,793円	
・令和元年8月豪雨災害（受付終了）	153,483円	
・平成30年北海道胆振東部地震災害（受付終了）	34,905円	
・令和元年台風第15号千葉県災害（受付終了）	26,482円	
・令和元年台風第19号災害	1,049,349円	
・令和2年7月豪雨災害	124,630円	

また、日本赤十字社では、NHKおよびNHK厚生文化事業団との共催により、世界各地で多発する自然災害や武力紛争による犠牲者の緊急救援事業や、発展途上国による保健衛生、災害対策事業等の開発協力事業を支援するため、令和2年12月1日～25日まで寄付金の募集を行いました。

皆様のご協力を感謝いたします。

NHK
海外たすけあい寄付金

合計 **9,395円**

障害年金を受給されている方へ～福祉制度のご案内～

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

障害年金を受給されている方(*)は、障害者手帳を持っていなくても、福祉制度を利用できる場合があります。お手元の年金証書等をご確認いただき、該当する方は窓口で申請してください。

※現在は老齢年金等を受給されている方で、以前に障害年金の認定を受け受給していたことがある方も、該当になる場合があります。

●ご利用いただける障害福祉制度

制 度	概 要	要 件
福祉医療費給付金	医療機関等に受診し、窓口でお支払いする自己負担分の一部を、町が助成します	障害年金1級9、10、11号の方 障害年金1、2級の方（65歳以上） 【その他の資格】 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A1～B1 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級（通院のみ） ※65歳以上の方は申請により入院分も対象になります。 ・特別児童扶養手当1級
重度心身障害者福祉年金	月2,500円を支給します	障害年金1級9、10、11号の方 【その他の資格】 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級 ・特別児童扶養手当受給者

障がい者の福祉制度について詳しく知りたい方は、お問い合わせいただくか、富士見町ホームページ「障がい者福祉ガイドブック《障害者福祉制度のご案内》」をご覧ください。